

青森県教育委員会第871回定例会会議録

1 期 日 令和3年8月4日（水）

2 開 会 午後1時30分

3 閉 会 午後2時

4 場 所 教育庁教育委員会室

5 議事目録

陳情第1号 県立高等学校教育改革に係る件について

議案第1号 押印を求める手続の見直し等のための関係規則の一部を改正する規則案
について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・原案決定

そ の 他 青森県立高等学校教育改革推進計画第2期実施計画（案）に関するパブ
リック・コメント及び地区懇談会の実施状況について

そ の 他 職員の懲戒処分状況について

6 出席者等

・出席者の氏名

和嶋延寿（教育長）、野澤正樹、中沢洋子、杉澤廉晴、平間恵美、戸塚 学

・欠席者の氏名

なし

・説明のために出席した者の職

田中教育次長、赤尾教育次長、吉田教育政策課長、早野職員福利課長、高橋学校教
育課長、吉川教職員課長、仁和高等学校教育改革推進室長

・会議録署名委員

野澤委員、杉澤委員

・書記

西野数馬、小路口晶子

7 議 事

陳情第1号 県立高等学校教育改革に係る件について

(仁和高等学校教育改革推進室長)

県立高等学校教育改革に係る件について、この度、陳情3件を受理したので、その概要を御説明する。資料は1ページ、参考資料は1ページから9ページとなる。

1の「青森県立浪岡高等学校の存続を求める要望書」の件は、青森県青森市中央1丁目2番5号、青森市長小野寺晃彦外1名から令和3年7月8日に受理したものであり、青森県立浪岡高等学校の存続を求めるものである。

2の「青森県立浪岡高等学校の存続を求める要望書」の件は、青森県青森市浪岡細田159番地7、日本共産党青森市議会議員天内慎也から令和3年7月16日に受理したものであり、こちらも青森県立浪岡高等学校の存続を求めるものである。

3の「青森県立高等学校教育改革推進計画第2期実施計画(案)に係る青森県立木造高等学校学級維持を求める嘆願について」の件は、青森県つがる市木造若緑61番地1、つがる市長倉光弘昭外5名から令和3年7月20日に受理したものであり、青森県立木造高等学校の学級数の維持を求めるものである。

本案件は、青森県立高等学校教育改革推進計画に関わるものであるが、7月に公表した第2期実施計画(案)に対しては、これまで地区懇談会の開催やパブリック・コメントの実施により、多くの県民の皆様から御意見をいただいている。

今回いただいた要望は、これまで寄せられた御意見と併せて、第2期実施計画の成案策定に向けた検討の参考とすることとし、各要望の取扱いについては、第2期実施計画の決定をもって、その対応としたいと考えている。

(和鳴教育長)

何か質問、意見はあるか。なければ陳情第1号については原案のとおり了解した。

議案第1号 押印を求める手続の見直し等のための関係規則の一部を改正する規則案について

(早野職員福利課長)

押印を求める手続の見直し等のための関係規則の一部を改正する規則案について御説明する。会議資料2ページ及び別冊としている資料1、資料2を御覧いただきたい。

行政手続における押印見直しについては、令和2年12月18日、内閣府から「地方公共団体における押印見直しマニュアル」が示され、全国的に押印の廃止に向けた取組が進められているところである。

県教育委員会が所管する行政手続においても、このマニュアルを踏まえながら、県民や事業者等に求めている押印の廃止が可能か検討を進めたところであり、廃止可能と考えられるものについて、今後押印を求めないこととするほか、所要の整備を行うため提案するものである。

なお、この規則は、公布の日から施行するものである。

(教育長)

何か質問、意見はあるか。なければ議案第1号は原案のとおり決定する。

その他 青森県立高等学校教育改革推進計画第2期実施計画(案)に関するパブリック・コメント及び地区懇談会の実施状況について

(仁和高等学校教育改革推進室長)

青森県立高等学校教育改革推進計画第2期実施計画(案)に関するパブリック・コメント及び地区懇談会について、現在意見を取りまとめているところであり、本日はこれまでにいただいた意見の概要のみ御説明することを御了解いただきたい。資料は3ページとなる。

まず、「1 パブリック・コメント」の実施状況についてであるが、令和3年7月8日から8月16日までの40日間を実施期間としており、昨日までに10人から延べ25件の意見をいただいている。

主な意見としては、生徒の通学環境への影響に関する御意見、統合後の校舎の活用に関する御意見、統合の対象となった高校の存続に関する御意見等をいただいている。

次に、「2 地区懇談会」の実施状況についてであるが、第2期実施計画(案)の内容について、広く県民の皆様に説明するとともに、御意見を伺い、第2期実施計画策定の参考とするため、7月14日から8月2日までの間に県内6地区8会場で開催し、御覧の表のとおり、合計で573人に御参加いただいた。

会場でいただいた主な意見としては、統合の対象となった高校の存続に関する御意見、学級減の対象校の見直しに関する御意見、全国からの生徒募集の導入に当たり、候補校の見直しに関する御意見等をいただいている。

また、計画案が地域の意見を反映したものになっていないとして、白紙撤回を求める御意見もいただいている。

なお、東青地区懇談会及び下北地区懇談会では、更なる地区懇談会の開催を強く求められており、開催する方向で調整したいと考えている。

地区懇談会の議事録等については、随時、委員の皆様にご報告しているが、現在も受付中のパブリック・コメントによる御意見、地区懇談会における御意見の全てについて整理した上で、9月1日開催予定の教育委員会会議において御報告したいと考えている。

(杉澤委員)

教育委員として、県立高校教育改革の基本的な考え方を示す基本方針に基づき、「高校教育を受ける機会の確保」、「充実した教育環境の整備」の2つの観点を考慮して議論を進めてきたと思っている。

また、県内各エリアで地域格差が生まれないように、できる限り地域の実情を尊重した内容となるよう、様々な観点から議論を重ねてきたと思っている。

しかしながら、地区懇談会等の中で、既に決まっている計画を前提とした説明で、地域の声を反映しているとは言えないといった御意見や、丁寧な説明には感謝しているが、納

得のいく説明が不足しているといった御意見もあり、これまでも慎重な議論と丁寧な説明を心がけてきていると思うが、より議論すべき点を整理して検討し、詳細に説明することが求められると思う。

地区懇談会については、必ずしも1回だけではなく、必要に応じて複数回実施するなど丁寧な展開も必要であると思っている。

質問としては、これまでいただいた御意見への対応である。既に開催された地区懇談会の概要については、私たちも随時報告を受けているところである。今後予定されている地区懇談会や8月16日まで受付中のパブリック・コメントでもさらに御意見をいただけるものと思うが、これらの御意見等について、どのように対応していくのか、改めてその方針について伺いたい。

(仁和高等学校教育改革推進室長)

県立高校教育改革については、これまでも、県民の理解と協力の下での推進を旨としてきたところであり、いただいた御意見一つ一つについて十分検討し、参考にしながら計画の策定に向けて取り組んで参りたい。

(杉澤委員)

今後各地区懇談会やパブリック・コメントの内容をしっかりと確認し、様々な観点から議論を深めることができると思うので、よろしくお願ひしたい。

(中沢委員)

地区懇談会の様子について、我々と事務局は逐一情報を共有している。

地区懇談会では貴重な御意見をいただいております。複数の市町村から要望書が提出されている。特に学校規模・配置について、実施計画(案)の見直しを求める意見もいただいているところだが、今後どのように検討を進めることを想定しているのか伺いたい。

(仁和高等学校教育改革推進室長)

各地区の学校規模・配置の方向性については、県立高校教育改革の基本的な考え方を示す基本方針に基づき、「高校教育を受ける機会の確保」と「充実した教育環境の整備」の2つの観点を考慮したものである。

具体的には、生徒数が減少する中であっても、中学生の進路志望等に応じた学校・学科の選択肢を確保するとともに、生徒が集団の中で様々な個性や多様な価値観に触れ、協働することにより、確かな学力、逞しい心、学校から社会への円滑な移行に必要な力等を身に付けることができるよう、通学環境等に配慮しながら、学校規模の標準を踏まえた計画的な学校配置に取り組むこととしている。

いただいた御意見については、各地域の実情を尊重しつつ、教育委員会会議におけるこれまでの検討過程を踏まえながら検討を進めたいと考えている。

(中沢委員)

よろしくお願ひしたい。

(平間委員)

7月末に現地視察に行かせていただきありがたく思っている。また、その都度詳しく報告もいただき感謝している。地区の方々の声を是非丁寧に拾っていただきたいという我々委員のこれまでの思いも伝わっていたと思っている。

視察に行き、各県立高校は多くの地域の皆様に支えられ、教育分野だけでなく福祉関係、企業、団体など、本当に多くの方々の支援により子どもたちが育っていると実感した。それが地域の方々の活力になっていることは間違いない。我々も地域に戻れば地域の人間であり、地域の皆様の思いや高校の存続を求める気持ちは十分に理解できる。

事務局から「これまでの検討過程を踏まえながら」という話があったが、視察に行った時に地域の歴史、地域のこれまでの過程などについてのお話しも伺った。地域の実情への配慮等、丁寧に検討し、今後も議論を進めていきたい。

(野澤委員)

直近の地区懇談会の資料として7月26日、30日の資料が手元にあるが、平間委員が言ったように、その都度詳細な地区懇談会の内容を伺っている。また、1年間に渡る地区意見交換会の中で様々な意見が出ていることは非常に大事であり、ありがたいと思っている。

ちょうど1年前になるが、基本方針を確認し、8月から3回にわたる地区意見交換会の中で委員の方々の詳細な意見をいただいた。

この1年間で特に大きい議論になったのは、他の委員も言ったようにまず少子化であり、10年前の第1期実施計画の時から始まっている。さらに、この5年間で大きく劇的に変わろうとしているのが、高校教育を巡る環境である。学習指導要領の改訂、社会の急速な変化ということでまとめているが、グローバル化への進展、様々な流れの中で新しい要素が出てきており、どのように充実した教育環境を整備すればよいか、各地域・地区の実情に合った配置などが変わってきたと思っている。

我々は客観的に、俯瞰するという立場で進めてきており、これからもさらに意見を伺い、教育委員（レイマン）という立場で望んでいく、それが成案に向けての我々の基本的な姿勢であると思っている。今まで進めてきたことを顧みながら、各地区の意見をもう一度まとめ、青森県全体の教育環境の充実に向けて進めていきたい。

(戸塚委員)

高等学校の教育改革は非常にデリケートな部分があるのは承知している。その中で子どもたちの教育機会の確保、ソフト面とハード面の教育環境の整備、少子化に対応した教育機能の再検討が必要であると思う。

一方で、子どもたちの教育の質の保障と向上も重要であると考えている。

中教審の答申でも今「令和型の日本教育」ということで、次世代教育の指針が出された

が、その中では変化する社会構造に対応する教育の多様性がうたわれていると考えている。

青森県の子どもたちの教育の質をどうするか考えながら、これまでも議論をしてきたつもりである。様々な御意見を今後も伺いながら、教育委員として考えていきたいと思う。

今回の地区懇談会、現在実施しているパブリック・コメントにおいて、多岐にわたる意見を出していただいている。

今後、事務局で意見をまとめ、それが次回以降の教育委員会会議で出されると思うが、我々が慎重かつ丁寧に検討を進めるために、県全体に共通する意見、各地区に関する意見等を整理して示していただきたい。

(仁和高等学校教育改革推進室長)

現在もパブリック・コメントで意見を募集しており、これから追加の地区懇談会も調整中であるが、御意見の全てについて整理し、次回の教育委員会会議において御報告したいと考えている。

また、委員から御意見があったように、学校・学科の充実にに関する意見や学校規模・配置に関する意見などについて、県全体に共通する意見、各地区に関する意見等、項目ごとに整理したいと考えている。

(戸塚委員)

よろしく願います。

(野澤委員)

9月1日が次回定例会の予定であると思うが日数がない。本日いただいた地区懇談会の資料は確認するが、大事なジャッジをしなければならぬため、できるだけ早めに意見等を整理していただきたい。よろしく願います。

(和嶋教育長)

何か質問、意見はあるか。なければ青森県立高等学校教育改革推進計画第2期実施計画(案)に関するパブリック・コメント及び地区懇談会の実施状況については、青森県教育委員会として了解した。

その他 職員の懲戒処分の状況について

(吉川教職員課長)

4ページを御覧いただきたい。

7月に行った職員に対する懲戒処分2件について、社会的影響が大きい事案であるため、その概要を御説明する。

まず、事案1については、東青地域の高等学校技能職員が、令和3年5月23日午後1

時30分頃、青森市内のスーパーマーケットにおいて、入れ歯用超音波洗浄機を窃取したものであり、当該職員に対して停職4月の懲戒処分を行ったものである。

次に、事案2については、下北地域むつ市の中学校教諭が、令和3年7月11日午前11時52分頃、青森市内のインターネットカフェの駐車場において、ビニール袋入り覚醒剤を所持したものであり、当該職員に対して免職の懲戒処分を行ったものである。

なお、本事案は、処分後速やかに公表を行っている。

(教育長)

教職員の服務規律の確保については、これまでも再三にわたり指導の徹底を図って参ったが、このような事案が発生したことは、極めて遺憾であり重く受け止めている。

このため、改めて、教職員の服務規律の確保について指導を徹底するよう、7月30日に市町村教育委員会及び県立学校へ通知したところである。

県教育委員会としては、今後も、関係機関と連携し、教職員の服務規律の厳正な確保に取り組み、学校と一丸となって、信頼される学校づくりに努めるとともに、教職員一人一人が自覚を持って、服務規律の確保に努めるよう、引き続きあらゆる機会を通して指導の徹底を図っていく。

(野澤委員)

非常に残念に思う。今コロナ禍で社会的にストレスがたまっている。覚醒剤については、私はライオンズクラブという組織に所属し、薬物乱用防止教育認定講師として様々な場所で薬物乱用防止について呼びかけている。先生方は自分の職責というものを十分認識し、日々努めていただきたい。よろしく願います。

(中沢委員)

覚醒剤の所持による処分については、非常に残念に思う。また、東青地域の高等学校職員の窃盗に対して停職4月ということも、個人的に納得ができない。窃盗した先生が子どもたちの前に立つのかということを考える。服務規律の徹底をお願いします。

(教育長)

他に何か質問、意見はあるか。なければ職員の懲戒処分については、青森県教育委員会として了解した。